



市 章

大津市公報

平 成 30 年 4 月 1 日
号 外 (第 26 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

企 業 局 公 告

- 公共下水道事業受益者負担金の平成30年度の賦課対象区域に関する公告..... 1
- 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告..... 2

企 業 局 公 告

公共下水道事業受益者負担金の平成30年度の賦課対象区域に関する公告

大津市公共下水道事業受益者負担金の平成30年度の賦課対象区域は、次のとおりである。

平成30年 4 月 1 日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

負担区の名称	賦課対象区域
小松負担区	北小松の一部、南小松の一部、北比良の一部
木戸負担区	大物の一部、荒川の一部、木戸の一部、八屋戸の一部
和邇負担区	和邇北浜の一部、和邇中浜の一部、和邇高城の一部、和邇中の一部、和邇今宿の一部
湖西負担区	伊香立南庄町の一部、真野一丁目の一部(33街区の一部、34街区の一部、37街区の一部)、真野四丁目の一部(2街区の一部)、真野五丁目の一部(26街区の一部)、清風町の一部(34街区の一部)、堅田一丁目の一部(5街区の一部、8街区の一部、13街区の一部)、本堅田二丁目の一部(22街区の一部、26街区の一部)、本堅田四丁目の一部(4街区の一部、28街区の一部)、本堅田六丁目の一部(2街区の一部、8街区の一部、12街区の一部、15街区の一部、25街区の一部、39街区の一部)、衣川一丁目の一部(37街区の一部、39街区の一部)、衣川二丁目の一部(5街区の一部)、衣川三丁目の一部(7街区の一部)、今堅田二丁目の一部(34街区の一部、37街区の一部)、今堅田三丁目の一部(13街区の一部)、仰木の里三丁目の一部(7街区の一部)、仰木の里東八丁目の一部(8街区の一部)、雄琴二丁目の一部(1街区の一部)、雄琴五丁目の一部(12街区の一部)、雄琴六丁目の一部(18街区の一部)、苗鹿一丁目の一部(3街区の一部、24街区の一部)、坂本一丁目の一部(12街区の一部、14街区の一部、18街区の一部、19街区の一部、20街区の一部、25街区の一部)、坂本二丁目の一部(19街区の一部)、坂本三丁目の一部(12街区の一部、24街区の一部、25街区の一部、26街区の一部)、坂本五丁目の一部(12街区の一部、13街区の一部)、坂本六丁目の一部(6街区の一部、9街区の一部、29街区の一部)、坂本八丁目の一部(8街区の一部)、下阪本一丁目の一部(3街区の一部、22街区の一部、23街区の一部、32街区の一部)、下阪本二丁目の一部(6街区の一部、24街区の一部)、下阪本三丁目の一部(7街区の一部、17街区の一部)、下阪本四丁目の一部(14街区の一部)、下阪本五丁目の一部(20街区の一部)、下阪本六丁目の一部(34街区の一部、35街区の一部)、比叡辻一丁目の一部(9街区の一部、11街区の一部、13街区の一部、16街区の一部)、比叡辻二丁目の一部(8街区の一部、13街区の一部、16街区の一部)、穴太二丁目の一部(21街区の一部)、唐崎四丁目の一部(13街区の一部)、滋賀里一丁目の一部(8街区の一部)、蓮池町の一部(1街区の一部)、見世二丁目の一部(2街区の一部、6街区の一部)、際川三丁目の一部(25街区の一部)、際川四丁目の一部(4街区の一部)、高砂町の一部(1街区の一部、10街区の一部)
皇子山負担区	南志賀三丁目の一部(23街区の一部)、柳川一丁目の一部(18街区の一部)、柳川二丁目の一部(2街区の一部、5街区の一部、9街区の一部)、皇子が丘二丁目の一部

	(8街区の一部)、比叡平二丁目の一部(7街区の一部、15街区の一部、18街区の一部)、山上町の一部(4街区の一部)
藤尾負担区	藤尾奥町の一部(5街区の一部、27街区の一部)
膳所負担区	馬場二丁目の一部(11街区の一部)
晴嵐・山手負担区	竜が丘の一部(30街区の一部)、湖城が丘の一部(31街区の一部)、富士見台の一部(39街区の一部、49街区の一部、54街区の一部、55街区の一部)、若葉台の一部(5街区の一部)、北大路三丁目の一部(24街区の一部)、唐橋町の一部(18街区の一部)、螢谷の一部(12街区の一部、13街区の一部)、国分二丁目の一部(7街区の一部、25街区の一部)
湖南負担区	石山寺三丁目の一部(14街区の一部)、石山寺四丁目の一部(11街区の一部、12街区、21街区の一部、26街区の一部)、平津一丁目の一部(38街区の一部)、千町一丁目の一部(2街区の一部、15街区の一部)、千町二丁目の一部(7街区の一部)、南郷三丁目の一部(17街区の一部)、大石東四丁目の一部(22街区の一部)、大石東六丁目の一部(6街区の一部)、黒津三丁目の一部(13街区の一部)、関津三丁目の一部(7街区の一部)、関津四丁目の一部(11街区の一部、13街区の一部、17街区から25街区まで、26街区の一部、27街区)、桐生二丁目の一部(12街区の一部)、新免二丁目の一部(22街区の一部)、瀬田三丁目の一部(6街区の一部、14街区の一部)、瀬田五丁目の一部(住居表示が実施されていない区域の一部)、神領二丁目(11街区の一部、13街区の一部)、玉野浦の一部(12街区の一部、13街区の一部、15街区の一部)、大江二丁目の一部(6街区の一部、31街区の一部)、大江三丁目の一部(28街区の一部)、大江五丁目の一部(14街区の一部)、大江六丁目の一部(8街区の一部、28街区の一部)、大江七丁目の一部(6街区の一部)、大萱三丁目の一部(1街区の一部、5街区の一部)、大萱四丁目の一部(8街区の一部)、大萱五丁目の一部(3街区の一部、12街区の一部、14街区)、大萱六丁目の一部(6街区の一部、12街区の一部)、大萱七丁目の一部(12街区の一部)、大將軍一丁目の一部(12街区の一部)、大將軍二丁目の一部(8街区の一部)、大將軍三丁目の一部(3街区の一部、24街区の一部、25街区の一部、26街区の一部、27街区の一部、28街区の一部)、一里山四丁目の一部(16街区の一部、19街区の一部)、一里山六丁目の一部(6街区の一部)、月輪二丁目の一部(13街区の一部、19街区の一部)、月輪三丁目の一部(6街区の一部、38街区の一部、40街区の一部、48街区の一部、62街区の一部、72街区の一部)、栗林町の一部(5街区、8街区の一部、12街区の一部)

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始に関する公告

次のとおり公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始する。

その関係図面は、平成30年4月2日から同月15日まで大津市企業局技術部下水道課において一般の縦覧に供する。

平成30年4月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成30年4月1日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

大津市南小松の一部、北比良の一部、荒川の一部、木戸の一部、八屋戸の一部、和邇北浜の一部、堅田一丁目の一部(13街区の一部)、本堅田二丁目の一部(22街区の一部、33街区の一部)、衣川一丁目の一部(39街区の一部)、今堅田二丁目の一部(37街区の一部)、今堅田三丁目の一部(13街区の一部、14街区の一部、15街区の一部)、雄琴二丁目の一部(1街区の一部)、雄琴五丁目の一部(12街区の一部)、坂本一丁目の一部(12街区の一部、20街区の一部)、坂本二丁目の一部(19街区の一部)、坂本三丁目の一部(24街区の一部、25街区の一部、26街区の一部)、下阪本一丁目の一部(3街区の一部、22街区の一部、23街区の一部)、下阪本三丁目の一部(17街区の一部)、下阪本六丁目の一部(35街区の一部)、比叡辻一丁目の一部(8街区の一部、9街区の一部、11街区の一部、13街区の一部)、唐崎四丁目の一部(13街区の一部、14街区の一部)、見世二丁目の一部(5街区の一部、6街区の一部)

南志賀三丁目の一部 (23街区の一部)、柳川二丁目の一部 (9街区の一部)、皇子が丘二丁目の一部 (8街区の一部)、竜が丘の一部 (30街区の一部)、湖城が丘の一部 (31街区の一部)、富士見台の一部 (39街区の一部、54街区の一部)、若葉台の一部 (5街区の一部)、北大路三丁目の一部 (24街区の一部)、唐橋町の一部 (18街区の一部、19街区の一部)、螢谷の一部 (12街区の一部、13街区の一部)、国分二丁目の一部 (7街区の一部、25街区の一部)

石山寺四丁目の一部 (11街区の一部、12街区、21街区の一部、26街区の一部)、千町一丁目の一部 (2街区の一部)、大石東六丁目的一部分 (6街区の一部)、関津四丁目的一部分 (10街区の一部、11街区の一部、13街区の一部、17街区から27街区まで)、瀬田三丁目的一部分 (6街区の一部)、神領二丁目的一部分 (11街区の一部、13街区の一部)、大江二丁目的一部分 (6街区の一部)、大江六丁目的一部分 (8街区の一部)、大萱三丁目的一部分 (5街区の一部)、大萱四丁目的一部分 (8街区の一部)、大萱五丁目的一部分 (3街区の一部、4街区の一部)、大將軍一丁目的一部分 (12街区の一部)、大將軍三丁目的一部分 (3街区の一部、26街区の一部、27街区の一部、28街区の一部)、月輪三丁目的一部分 (6街区の一部)、栗林町的一部分 (8街区の一部、11街区の一部、12街区の一部)

3 供用を開始する排水施設の位置

管 渠 番 号	起 点	終 点
30-01-5058-01	南小松	南小松
30-01-5057-01	北比良	北比良
30-01-5057-02	北比良	北比良
30-01-5057-03	北比良	北比良
30-01-5057-04	北比良	北比良
30-01-5057-05	北比良	北比良
30-01-5057-06	北比良	北比良
30-01-5057-07	北比良	北比良
30-01-5057-08	北比良	北比良
30-01-5054-01	荒川	荒川
30-01-5054-02	荒川	荒川
30-01-5053-01	木戸	木戸
30-03-5052-01	八屋戸	八屋戸
30-04-5036-01	和邇北浜	和邇北浜
30-04-5036-02	和邇北浜	和邇北浜
30-04-5036-03	和邇北浜	和邇北浜
30-18-1411-01	堅田一丁目	堅田一丁目
30-14-1422-01	本堅田二丁目	本堅田二丁目
30-18-1431-01	衣川一丁目	衣川一丁目
30-14-1442-01	今堅田二丁目	今堅田二丁目
30-14-1443-01	今堅田三丁目	今堅田三丁目
30-21-2112-01	雄琴二丁目	雄琴二丁目
30-21-2115-01	雄琴五丁目	雄琴五丁目
30-27-2251-01	坂本一丁目	坂本一丁目
30-27-2251-02	坂本一丁目	坂本一丁目
30-27-2251-03	坂本一丁目	坂本一丁目
30-27-2251-04	坂本一丁目	坂本一丁目
30-27-2252-01	坂本二丁目	下阪本三丁目
30-27-2253-01	坂本三丁目	坂本三丁目
30-27-2253-02	坂本三丁目	坂本三丁目
30-27-2253-03	坂本三丁目	坂本三丁目
30-27-2331-01	下阪本一丁目	下阪本一丁目
30-27-2331-02	下阪本一丁目	下阪本一丁目
30-27-2331-03	下阪本一丁目	下阪本一丁目
30-27-2331-04	下阪本一丁目	下阪本一丁目
30-27-2333-01	下阪本三丁目	下阪本三丁目
30-27-2336-01	下阪本六丁目	下阪本六丁目

30-27-2341-01	比叡辻一丁目	比叡辻二丁目
30-27-2341-02	比叡辻一丁目	比叡辻一丁目
30-27-2341-03	比叡辻一丁目	比叡辻一丁目
30-27-2314-01	唐崎四丁目	唐崎四丁目
30-27-2422-01	見世二丁目	見世二丁目
30-28-2414-01	南志賀三丁目	南志賀三丁目
30-28-2426-01	柳川二丁目	柳川二丁目
30-28-2402-01	皇子が丘二丁目	皇子が丘二丁目
30-30-2910-01	竜が丘	竜が丘
30-30-3015-01	湖城が丘	湖城が丘
30-31-3017-01	富士見台	富士見台
30-31-3017-02	富士見台	富士見台
30-31-3022-01	若葉台	若葉台
30-31-3119-01	北大路三丁目	北大路三丁目
30-31-3105-01	唐橋町	唐橋町
30-31-3116-01	螢谷	螢谷
30-31-3118-01	国分二丁目	国分二丁目
30-31-3118-02	国分二丁目	国分二丁目
30-31-3118-03	国分二丁目	国分二丁目
30-31-3118-04	国分二丁目	国分二丁目
30-35-3216-01	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3216-02	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3216-03	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3216-04	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3216-05	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3216-06	石山寺四丁目	石山寺四丁目
30-35-3231-01	千町一丁目	千町一丁目
30-32-3366-01	大石東六丁目	大石東六丁目
30-32-3366-02	大石東六丁目	大石東六丁目
30-32-3366-03	大石東六丁目	大石東六丁目
30-32-3454-01	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-02	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-03	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-04	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-05	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-06	関津四丁目	関津四丁目
30-32-3454-07	関津四丁目	関津四丁目
30-39-4213-01	瀬田三丁目	瀬田三丁目
30-42-4222-01	神領二丁目	神領二丁目
30-42-4222-02	神領二丁目	神領二丁目
30-44-4232-01	大江二丁目	大江二丁目
30-44-4232-02	大江二丁目	大江二丁目
30-47-4236-01	大江六丁目	大江六丁目
30-47-4236-02	大江六丁目	大江六丁目
30-50-4243-01	大萱三丁目	大萱三丁目
30-47-4244-01	大萱四丁目	大萱五丁目
30-50-4245-01	大萱五丁目	大萱五丁目
30-50-4245-02	大萱五丁目	大萱五丁目
30-50-4249-01	大將軍一丁目	大將軍一丁目
30-50-4251-01	大將軍三丁目	大將軍三丁目
30-50-4251-02	大將軍三丁目	大將軍三丁目
30-50-4251-03	大將軍三丁目	大將軍三丁目
30-50-4251-04	大將軍三丁目	大將軍三丁目

30-50-4251-05	大將軍三丁目	大將軍三丁目
30-50-4259-01	月輪三丁目	月輪三丁目
30-50-4260-01	栗林町	栗林町
30-50-4260-02	栗林町	栗林町
30-50-4260-03	栗林町	栗林町

4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

第 2 項第 1 号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 大津市苗鹿三丁目 1 番 1 号

名称 湖西浄化センター

第 2 項第 2 号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 大津市由美浜 1 番 1 号

名称 大津終末処理場

第 2 項第 3 号の区域に係る当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称

位置 草津市矢橋町 2108 番地

名称 湖南中部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式